社会福祉法人大河原町社会福祉協議会資格取得支援制度規程

（趣旨）

第１条　この規程は、社会福祉法人大河原町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の資格取得支援制度の実施に関する事項について定める。

（目的）

第２条　本会職員の資質向上の為、本会が認定した資格（以下「対象資格」という。）について取得にかかる費用（以下「取得費用」という。）の一部を助成し、受験・取得・保有することを奨励する公的資格・免許などの取得の支援を図る事を目的とする。

（支援対象範囲）

第３条　資格取得支援制度の適用を受けることができる者は、取得しようとする資格に関係する業務に従事し、且つ勤続１年以上の常勤職員で、今後も継続して従事することが出来ると見込まれる者で本会会長が認めた者とする。

（対象資格取得費用助成の取扱い）

第４条　対象資格及び取得費用助成の取扱いは別表のとおりとする。なお、資格受験日等が本会の所定労働日にあたる場合は、特別休暇とする。ただし、１資格につき１回のみとする。

（申請）

第５条　資格取得支援制度の適用を受けようとする者は、資格の取得から１か月以内に所定の様式に必要事項を記入のうえ、次の書類を添付して本会会長に提出しなければならない。

（１）資格試験の合格証又は登録証等の写

（２）資格試験の受験料の領収証

（３）講習等の受講料、教材費等の領収証

（交付）

第６条　会長は必要書類を精査し、助成の可否を本人に通知の上、適当と認められる場合は、給与振込で届出している口座に振込む。

（条項違反）

第７条　この規程の各条項に違反して資格取得費用の助成を受けた場合、助成を受けた者は速やかに本会にその全額を返還しなければならない。

（対象資格の見直し）

第８条　資格取得支援制度の対象資格について、必要に応じ見直しを行う。

附　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ＮＯ | 資格名 | 対象者 | 職務免除 | 経費取扱い |
| １ | 社会福祉士 | 正規職員・嘱託職員のうち受講を希望する者 | 資格取得に係るスクーリング及び実習は特別休暇 | おおむね受講料の１／２を限度とする。  （上限10万円） |
| ２ | 精神保健福祉士 |
| ３ | 介護福祉士 | 初回受験者に限り、試験日、研修日（対策セミナー筆記・実技及び介護技術講習）が職務にあたる場合は、職務を免除する。   * 模擬試験・準備講習は対象外 | おおむね受講料の１／２を限度とする。（上限５万円） |
| ４ | 介護支援専門員 | 初回受験者に限り、試験日、研修日が職務にあたる場合は、職務を免除する。   * 模擬試験・準備講習は対象外 |
| ５ | 社会福祉主事 | 資格を取得することが業務遂行上必要と認められる者 | 資格取得に係るスクーリングは特別休暇 |
| ６ | 防火管理者 | 施設管理上必要となる職員 | 研修は業務として取扱う | 資格取得に必要な費用は法人負担 |
| ７ | 安全管理者 | 資格取得に必要な費用は法人負担 |
| ８ | その他会長が認めた資格等 | その他会長が認めた者 | その他会長が認めたもの |  |